

令和3年10月13日

千葉市教育委員会 様

千葉市教育委員会

指定管理者選定評価委員会会長 近藤 葉子

指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価について（答申）

令和3年6月17日付け3千教総第145号による諮問のうち、標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 前提事項

2の本委員会の評価のうち、指定管理者の財務に関する事項は、本委員会に提出された財務諸表等の資料のみに基づくものであり、かつ、当該財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って、作成されていることを前提としているものであること。

2 本委員会の評価

(1) 千葉市科学館における指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価及び総合評価市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

ただし、計算書類及び事業報告に係る附属明細書が作成されていない、貸借対照表の勘定科目が適切に区分掲記されていない等により、提出された財務諸表のみでは財務状況に対する評価が困難であったものであるから、指定管理者が、会社法施行規則や会社計算規則等関係する法令や規程に則った適切な財務諸表等を本委員会に提出するよう、市としても管理していただきたい。

その他、次の事項を本委員会の意見とする。

ア 市と指定管理者が締結する基本協定書の第73条において、「指定管理者は、指定管理者の事業年度終了後3か月以内に、適正な監査を受けた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を千葉市に提出するものとする」と規定されている。

(ア) しかしながら、指定管理者が提出してきた財務諸表の資料のうち、提出が必要とされる「計算書類及び事業報告に係る附属明細書」が不足していた。

(イ) また、提出された財務諸表が「適正な監査を受けた」ことを確認するため、指定管理者に対して監査報告書その他適正な監査を受けたことを証する書類の提出が必要と考えられるが、それらの資料が不足していた。

(ウ) 前記(ア)、(イ)の状況について、必要書類の提出など基本協定書を遵守す

るよう、指定管理者に対して適切に指導するなどにより、早急に是正していただきたい。

イ オンラインによるコンテンツが充実してきた点を評価する。今後は、学校等の出前講座について、台風等の災害や感染症のまん延等により中止せざるを得ない場合であっても、オンラインを活用した講座の実践等他の手立てを講じ、市立の小学校全校での実施を目指していただきたい。

ウ 専門職員について、提案数を大幅に上回る人数を配置できた点を評価する。今後は、学校や公民館等への派遣等、人材を有効に活用できる体制を構築していただきたい。

以 上